



大阪の子ども施策を考える市民研究部会 2021年度活動報告書

2022年3月

公益社団法人子ども情報研究センター

公益社団法人子ども情報研究センター 定款

(一部抜粋)

(目的)

第3条 この法人は、子どもの権利条約（日本政府訳「児童の権利に関する条約」、1989年国連採択、1994年日本批准）に基づく研究、相談、保育・教育、情報発信その他事業を行い、子どもの意見の尊重とこれにもとづく子どもの最善の利益の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの権利及び保育・教育に関する研究
- (2) 子どもの最善の利益を図る相談活動
- (3) 子どもの保育と居場所づくり
- (4) 前3号にかかわる研修その他学習活動
- (5) 子どもの権利を基盤とする国際交流
- (6) 前各号にかかわる図書の編集刊行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。